

漢籍・読書・漢文考

千原勝美

師範学校の学科目について、法規的に漢文の称呼が定まったのは、明治十九年五月の省令「尋常師範学校ノ学科及其程度」においてであった。これに先き立つ同十四年八月の省達「師範学校教則大綱」では、読書として位置づけられているが、それ以前は漢籍・漢学・漢文・読書など、その称呼は必ずしも一定していなかったのである。

小学校の教員養成を目的とする師範学校において、将来その教員たるべき人の学問・知識・教養に、漢学や漢文がどのような意味と役割を持ったかは、近世における漢学との関わりの問題も含めて、実態としてまず解明されるべき課題と考えられる。つまるところそれは、師範教育における漢籍・読書・漢文の学科目・学科課程としての意味・役割の問題と言うこともできる。

かねて『長野県教育史』総説編「藩校の設立と展開」⁽¹⁾「教員養成」の節を担当執筆する過程で、これらに関する幾つかの実態を知ることがあった。よって本稿では、明治初期

から中期にかけての長野県師範学校の場合を例として、この期における漢籍・読書・漢文について、いささか解明を試みることにする。本稿が、近代の漢学史、漢文教育史の一端の解明にも、資しうるとすれば幸いである。

一 予科学と漢籍

師範講習所と 明治五年八月の「学制」発布によって、各教員の教養 地に小学校が創設されて行った。しかし、

これに要する正規の教員は得られるはずもなく、とりあえず伝習生や教員を東京師範学校へ派遣し、小学教則・授業方法を修得させ、師範講習所を開設して、順次県下の教員に伝達講習を実施すると言う応急策が採られた。

長野県は、当時東北部信濃が管下の旧長野県と、中南部信濃と飛騨が管下の筑摩県とに分かれていたが、時を同じくするように六年九月、長野と松本に師範講習所を設置して、翌十月から講習を開始した。

旧長野県では、講習前に読書・算術・作文の三科につい

ての試験を行い、その成績によって仮等級を定め、小学教則と授業方法の講習の上、県下限りの教員免状を与えた。

「下等小学教師心得方」によれば、読書の試験内容は、『国史略』と『十八史略』の一節に返り点と送り仮名を付けることで、少しの誤りのないのを上等、少しの誤りがあっても文意貫通するものを下等、誤り多く文意貫通しないものを無等として落第にした。六年十二月七日に受験した河内定基の「今日誌草」によれば、『国史略』は「刺殺入鹿」章、

『十八史略』は「取江南日会諸将」章が出題されている。

この教員試験は、講習すべき教員に対して、その基礎的教養・学力として、読書・算術・作文について見ようとしたもので、読書とは和漢史書についての漢文の訓読力を意味するものであった。

筑摩県では、六年九月の県達で講習所に入校させるべき学力・教養として、「和漢通例之書ヲ学ヒ得」たものとしている。前年五月の東京師範学校設置と生徒募集の文部省布達番外で、「生徒ハ和漢通例ノ書及ヒ粗算術ヲ学ヒ得テ」としたこと、六年五月省布達「師範学校則」で、「生徒ハ皇漢通例ノ書及ヒ粗算術」としたことと、通じ合うものであった。しかも和漢通例の書と言っても、例えば七年五月筑摩県師範講習所に入校した宮下敬三の日記に、「皇国史

略」と『支那史略』とあり、旧長野県と同じく漢文体の和漢史書と見ることができるとは、

講習所漢籍予科教師 講習所における講習は、上述のような教養

・学力を有する教員に、教則や授業方法を伝達講習する応急策であった。従って入校者は、藩校や私塾寺子屋の教師・師匠や、これらで何程かの修学の経歴者であり、かかる教養・学力獲得者に対しての新教育の講習であった。

例えば、明治六年十一月筑摩県が文部省へ提出した「官立学校設立伺」に見られる各学校教員³の履歴は、すべて五
四一名中、漢学専修者一〇四・漢学算術兼修者二七五・算
術専修者二九・筆学専修者一四・漢算筆兼修者一六・漢皇
学算兼修者一四・漢筆兼修者一〇などとなっており、その
多くは漢学あるいは漢学算学の修得者であった。これら近
世的教養や履歴の教員に対して、講習所は教則や授業方法
を伝達講習して、小学校の教員に充てたのである。

七年十月、旧長野県師範講習所の衣笠弘は、次のような
願いを県へ提出した。

今般小学教員再講修ニ付漢籍予科無之候而ハ講修果敢取
不申候間何卒差向漢籍教師一名御雇被下候様御凶奉願上
候

これはかねて文部省へ師範学校卒業生の派遣を願ひ出ていた旧長野県へ、同月十日官立宮城師範学校卒業の衣笠が来任し、これを機に講習所は再講習の転機を迎えていた背景があつた。翌十一月旧長野県は「小学条例」を制定し、その第一条で講習所の目的を、「講習所ハ県下小学教員ニ小学正科ノ教法ヲ伝授シ、目下至急ノ訓導ニ充ルモノ」とし、「学科ハ簡易ニ随ヒ、正科ノ外、更ニ予科ヲ設ケ専ラ速成センコトヲ要ス」とした。正科の外に予科を設けて教員の速成を期そうとし、そのためには漢籍予科教師の雇入れを必要としたのである。

予科と言うのは、六年六月の教則改正により、東京師範学校では師範学科を専ら授業法を講じる本科と、普通学を教授する余科の二科としたのに始まる。翌七年四月、余科を予科に改め、予科を終えて本科に進み、本科では専ら教授の方法を練習せしめる学科課程としている。ここに言う本科とは、当時正科と呼称されていたことが、坪井玄道「創業時代の師範教育」において知ることができる。

まだ師範学校として整備されていない師範講習所において、当面漢籍の予科教師を置こうとしたことは、すでに一定水準以上の教養保有者に対する正科講習は終わり、これから講習を受ける教員の基礎的教養・学力が、必ずしも期

待しうるものでなくなっていることを示すものと考えられる。そして重要なことは、漢籍の教養・学力が正科講習を受けるべき予科学として重視されていることである。かくて七年十月二十七日、旧上田藩明倫堂の督学でもあつた天山加藤勤を月俸五円で雇用し、「朝暮一時間宛、漢籍歴史文章軌範ノ類講義」をさせている。講習所は単に正科の教則や授業方法の講習のみではなく、予科学として漢籍を教授すると言う新たな展開に入つたのである。そして漢籍とは、漢文体の史書と『文章軌範』の類であつた。

筑摩県では七年九月、筑摩県師範学校への改編が認可され、師範学校としての展開に入つたのである。

予科学校と予科学教則 明治七年十一月、旧長野県下四中学区の学区取締総代四名の連署で、予科学校設置に

ついて委託金の分与願いを県に提出した。これは「各学校ヨリ教員試験罷出候所、訓導補助或ハ落第之者等多分有之、畢竟学力非浅之所ヨリ立至リ候哉ニ付、殆焦慮罷在候所、今般再講習被仰出候上ハ、確然タル教員陶治仕度候。依テ各中学本部ニ予科学校相設、接近ノ地ニ於テ修業為致、其上本県講習所ニ於テ正科講習為教候ハム容易成業可立至」との理由によるものであつた。

かくて、翌八年六月第十五中学区水内郡飯山町、十一月

第十七中学区佐久郡岩村田町、十二月第十六中学区小泉郡上田町にと、予科学校が開校した。第十四中学区の長野町は県庁と師範講習所の所在地であり、同年六月師範講習所の予科学訓導として、皇漢学加藤勤・理化学遠藤俊夫・数学小山健三の三名が発令され、既設の予科の整備があった。

八年六月十九日、加藤ら三名は教則とも言うべき「予科学議案」を県へ提出したが、学科は漢学・理学・数学の三科で、漢学の授業内容は「国史肇要（日本略史代用）・通鑑肇要・方正学文粹附作（文章一隅代用）」であった。他の予科学校について、例を第十五中学区の「予科学教則」に見ると、歴史・理学・算術・作文の四科となって作文が一科を占め、歴史の内容は「国史略・皇朝史略・日本政記・十八史略・元明史略・左氏伝・瀛環史略等」で、主に和漢の漢文体史書となっている。

予科学の一科目として、漢学や漢籍が重要な位置を占め、その教養・学力が重視されていることが知られる。八年十二月、講習所が師範学校となるに及んで、予科学校は師範支校（飯山・上田・岩村田各支校）となり、十年十二月廃止されている。

両県師範学校
期の漢籍

筑摩県では明治七年九月、旧長野県では八年十二月、それぞれ師範学校と改称し、小

学校の教員養成は講習所段階から師範学校段階へと進んだ。

八年五月、筑摩県が文部省へ提出した「公費生徒学則伺」によれば、在学期間を一年として四級に分け、四・三級を下等生、二・一級を上等生とし、「正科時間 授業ノ方法ヲ上等生ニ授」け、「予科時間 師範生ニ各課ノ学業ヲ教授」するとした。その下等生の科目に漢学があり、内容は「文章軌範」であった。また第三級の独見書目を史学とし、「十八史略・元明史略・国史攬要」を指定している。この予科時間に国語国文は登場せず、漢学が置かれているだけであるが、この伺いの漢学に文章学の朱書があり、漢学を文章学として扱っている一面も知られる。同年七月の公費生入学試験科目の県達では、「皇朝史略・文章軌範」の漢籍、「物理階梯」、文題の真仮文の作文、算術の四科が示されており、従来どおり漢籍の素養が求められている。

一方、八年十月旧長野県は「長野県師範学校設立伺」を文部省に提出したが、在学期間一年で課程を三級に分け、第三級に作文があり、内容は「文章軌範・翻訳体文」で、漢学の名はなく作文に漢籍の名を見せており、筑摩県師範学校の文章学と対応している。そして第二級の歴史に「国史肇要」が見える。翌九年九月の「長野県師範学校教則」

では、在学期間二年、課程を四級に分け、第一年前半期第四級で、「史学 皇朝史略・日本外史・十八史略・万国史略」、「作文 文章軌範・翻訳体ノ文」とあり、史学と作文において漢文体の和漢史書と『文章軌範』の漢籍書目が主に示されている。

合県後の師範学校の漢籍・漢文

明治九年八月、旧長野県と筑摩県の合県になり、飛騨は岐阜県に編入された。九月、両県師範学校は合併して、松本が師範支校となった。

翌十年十月の松本支校「公費生徒授業法附用書」によれば、第一期の科目は漢籍と算術のみで、毎日漢籍三時・算術二時となっている。第二期は史学一時・物理学二時・数学一時・化学一時で漢籍は見えない。第一期の漢籍書目は、「皇朝史略素読・日本外史同・十八史略義・元明史略同・文章軌範」で、漢文体の和漢史書と『文章軌範』となっており、第二期の史学は「泰西史鑑・万国新史」で、漢籍ではなくなっている。十一年六月の教員志願者の「一期試験点則」でも、「漢籍・算術・作文・習字・理学」とあり、漢籍の名となっている。これらによって知られるように、両県期の師範学校では、和漢の史書が史学に、『文章軌範』が漢学（文章学）・作文にと位置づけられていたのから、

合県後はこれらとともに漢籍として位置づけられている。

続く十二年八月改正の教則によると、第一年前半期第四級は、「漢文書・作文・算術・習字・体操」の五科目で、漢文書と見える。その内容は、「皇朝史略・日本外史・十八史略・元明史略・文章軌範」の五書目が示されている。これが第一年後半期・第二年前半期の第三・二級になると、漢文書はともに『春秋左氏伝』で、史学と作文には漢籍の書目はない。

翌十三年十一月の「長野県小小学師範学校規則」によると、前年の漢文書は漢文と改まり、書目は第一年前半期第一期は、「皇朝史略・統皇朝史略・統々皇朝史略・文章軌範・十八史略（統十八史略或元明史略）」で、第二・三・四期漢文はともに「左伝或八大家読本」としている。ここに漢文の称呼が初めて見えるのである。

既述のように、読書・和漢通例の書・漢籍・史学・漢学（文章学）・作文、そして漢文書・漢文など、さまざまな称呼の内容は、近世において重視された四書五経の経書や諸子百家の書ではなく、歴史を学ぶための漢文体の和漢史書と文学や作文としての『文章軌範』が主であった。そして次第に史学・作文の内容から漢籍の名が消え、これらが漢文書・漢文と言う称呼の中に含まれて行っている。漢文

の名が法規的に定立するのは十九年であったから、この期はおよそ漢籍の名で包括することができる。しかも漢籍は予科学・普通学としてその教養・学力が重視され、かかる教養的土壌が教員としての正科を施しうるものとされたと言ふことができる。そして漢籍は、近世以来伝統的に広がりかつ深められてきた学問・教養であったのである。

予科学における漢籍の教養は、まさに必須のものであった。他の予科学との間でどれほどの軽重があったかについて、量的な面で試験の配点と授業時間数にその実態を見ることにする。

明治十年一月の「試補試験法并点則」によれば、講義・算術・窮理・作文の四科を試験科目とし、講義とは「普通ノ漢書ニ就キ各枚許ヲ講セシム」ことで、その書目は「日本政記・文章軌範・増評八大家文・日本外史」であった。配点は講義は一書につき六点で計二四点、算術一二点、窮理七点であったから、漢籍講義の配点は他に比して五六%と重いことが知られる。合格は「各科ノ総点ヲ総計シ其二分ノ一以上ヲ得ルモノ」であったから、漢籍の素養があるものはかなり有利であった。これは卒業試験でも同様で、同じく十年に松本支校で実施された第一期卒業試験では、

総点五五中、漢籍二四・作文一二・窮理七・算術一二となつており、総計二四点以上が及第であった。因みにこの試験は二月から五月にかけて一六回実施され、参考のため科目別得点の平均と、及第者四七名の科目別平均点を示すと、次表となる。及第者には訓導資格が与えられ、平均一五点以上の一三九名に訓導試補、七・五人以上の一五五名に試補、七点以下の一四名は落第、他に退校二名がいた。これら配点の軽重は当時の教員の予科学的教養・学力についての考え方を、端的に示すものと言ふことができる。

科目	種類		受験者	及第者
	配点	人数		
漢籍	二四	三五七	六・五	一一・六
作文	一二	三・四	三・四	五・四
窮理	七	三・五	三・五	四・九
算術	一二	三・一	三・一	六・四
総平均	(五五)	一六・四	二八・四	

一方、十三年十一月の「長野県小小学師範学校規則」において、科目別授業時教を見ると、第一期八科目総週時数二八時間中、漢文一四時もあり、第二期一科目二八時間中、漢文六時・第三期一二科目二八時間中、漢文六時・第四期前半期一科目二八時間中、漢文六時となつており、漢文の時間数が他科に比して多いことが知られる。これらによつて

漢籍が予科学に占める軽重、あるいは他の普通学との間の重味について、相当の軽重のあったことが知られるのである。これは漢籍的教養・学力が、教員としての基礎的教養・学力であり、文科的教養の総体として、教養の基礎的土壌として扱えられていたと言えるのである。その故に、こゝに明治十年代、例えば長野町には高井鴻山の高矣義塾、加藤天山の天山塾、北村方義の嘯古堂、衣笠弘・真の衣笠塾などの漢学塾が下帷して隆盛を見せ、これら塾には師範学校入学志望者や教員試験受験者などが多く学んでいるのは、当時漢籍の教養・学力が必要であつたためと見ることが出来る。

二 師範学校教則大綱と読書

師範学校教則大綱

明治十四年八月、教員養成に関する最初の師範学校教則大綱は、明立法規である「師範学校教則大綱」が省達で定められた。五月の「小学校教則綱領」、七月の「中学校教則大綱」などと一環のものである。

「小学校教員タルニ必須ノ学科ヲ授クル所」である師範学校の学科を、修業年限一年の初等・二年半の中等・四年の高等の三師範学科とした。その科目は、例えば初等師範学科では、修身・読書・習字・算術・地理・物理・教育学・学校管理法・実地授業・唱歌・体操で、ここには漢籍・漢

文の名は見られず、読書の称呼となっている。この読書は、週給授業時数二八時間中、第一年前半期の初等二級・中等五級・高等八級では一〇時間もあり、他の科目とは群を抜いて多くなっている。

この「師範学校教則大綱」が従来の教則と質的に異なる点は、予科・本科（正科）の区別を止めて、ともに本科として位置づけていることである。「教則大綱」についての「文部省示諭」によれば、「予科ニ在テハ専ラ普通学科ノ知識ヲ与フルヲ旨トシ、本科ニ至リ始メテ教育学・学校管理法等ヲ授クルヲ常トセンガ、教則大綱ニ於テハ此區別ヲ止メ均シク皆本科トセリ。是レ他ナシ、師範学科中ノ普通学科ニ属スルモノト雖モ、唯之ヲ知ラシムルノミナラズ、併セテ之ヲ児童ニ伝フベキノ趣向ト方法ヲ講究セシメズンバアルベカラザルヲ以テナリ」とするごとくである。単に知識としての普通学だけでなく、言わば教科教授法の意味も含まれたからであつた。その意味で読書は、もはや予科学ではなくなつたのである。「中学校教則大綱」では、その科目に和漢文があるのに、「師範学校教則大綱」にこれがなく読書とあるのは、「小学校教則綱領」における科目が読書であり、これに関連してのものと言うことができ。小学校の読書の内容は、読方と作文であつた。

免許状授与規
則と読書科

明治十五年二月県達の「小学校教員免許状授与規則」における「小学校教員試験科目」

の読書は、次のようなものであった。初等は「皇朝史略・十八史略・小学初等科教則中ノ読本、作文 仮名交り文・書牘文」、中等は「文章軌範・日本政記・十八史略・小学中等科教則中ノ読本、作文 同上」、高等は「唐宋八大家読本・今世名家文鈔^{周防月性選}・小学高等科教則中ノ読本、作文 漢文・書牘文」となっている。すなわち、読方は漢文体の和漢史書が等が進むに従って漢文学書となるとともに、小学校の読本も等に応じて進み、とくに高等に至って初めて月性の『今世名家文鈔』が提示されている。作文では、初等中等の仮名交り文と書牘文が、高等になると仮名交り文に代わって漢文となっているのである。知られるように、読書は読方と作文の二領域からなり、その主内容は漢籍ではあるが、これに小学校の読本や和文が加わえられているのである。

しかし、翌十六年六月改正の「小学校教員学力試験科目」によると、読書について作文は前年の規則と同じであるが、読方については、初等「皇朝史略・十八史略・読本」、中等「十八史略・文章軌範・読本」、高等「唐宋八大家文・春秋左氏伝・読本」となり、中等から『日本政記』

が削られ、高等では『今世名家文鈔』に代わって『春秋左氏伝』となり、小学読本は別として他の書目はいずれも漢籍となっている。さらに注目すべきは、修身科において、十五年の「免許状授与規則」で高等に「百科全書修身談」と並んで「論語」が挙げられていただけであったのが、翌十六年の改正では、初等「小学^{講義}・修身兒訓^談」、中等「論語 孝経^{講義}・修身兒訓^談」、高等「論語 大学^{講義}及」と、各等に「小学・論語・孝経・大学」の漢籍、それも儒書が挙げられてきていることである。

師範学校規則
と読書科
明治十五年十月改正の「長野県師範学校規則」によれば、入学試験科目は読書・作文

・算術・習字・地理・歴史・物理で、読書は「近易ノ漢文」がその内容となっている。一方、「各学科授業要旨」における読書科について、「読書ハ音訓ヲ正シフシ字義ヲ詳カニシ、章句篇段等ヲ区別シ、一事一項ニ付先後ノ照応ト始終トヲ審ニシ、其旨意ノアル所ヲ理會セシメンコトヲ要ス。文章ヲ作ラシムルニハ、仮名ノ遣ヒ方並文字ノ断続及文字ノ活用ヲ自在ナラシムルヲ旨トス。漢文ニ至リテハ字ノ虚実、句ノ顛倒、意ノ先後等ヨリ、起承転歇ノ諸法及句法篇法段落等ヲ明説シ、凡テ例ヲ挙ケ法ヲ示シ、実用に適切ナル趣ヲ課シ、且毎週一回宿題ヲ課シテ之ヲ練習セシム

ルヲ要ス。仮名交リ文、書牘文ハ近世雅馴ノ文体ニ倣フ。漢文ハ古雅ノ文体ヲ用ユ。和文ハ中世雅馴ノ文体ヲ用ユ」としている。これを承けての読書科の学科課程は、次のとおりである。

第一年前期 初等二級・中等五級・高等八級

読書 週一〇時間

読方 週八時 皇朝史略・統皇朝史略・十八史略、日本

文典ニ就キテ文字ノ性質用方及ヒ仮名遣等

作文 週二時 仮名交リ文ハ記伝ノ類、書牘文ハ通俗往

復文ノ類

第一年後期 「初等一級」・中等四級・高等七級

読書 「週三時間」・週六時間

読方 「週二時」・週四時 「近世名家小品文鈔」、国史纂

論・近世名家小品文鈔、日本文典ニ就キ文法ヲ授ク

作文 「週一時」・週四時 前期ニ同シ

第二年前期 中等三級・高等六級

読書 週六時間

読方 週四時 正文章軌範

作文 週二時 仮名交リ文ハ記事論説ノ類、書牘文ハ前

期ニ同シ

第二年後期 中等二級・高等五級

読書 週六時間

読方 週四時 統文章軌範

作文 週二時 前期ニ同シ

第三年前期 中等一級・高等四級

読書 週六時間

読方 週四時 春秋左氏伝四

作文 週二時 漢文記伝ノ類

第三年後期 高等三級

読書 週六時間

読方 週四時 春秋左氏伝五

作文 週二時 漢文序論説ノ類

第四年前期 高等二級

読書 週八時間

読方 週六時 春秋左氏伝十尾、詞ノ八衢・古今和歌集

作文 週二時 和文漢文ヲ作ラシム

第四年後期 高等一級 (読書なし)

知られるように、読書科における読方の中心をなす内容は漢文であり、書目も「正統皇朝史略・十八史略・正統文章軌範・春秋左氏伝」となっている。国文関係では、第一年後期と第四年前期に集中し、土屋栄編『近世名家小品文鈔』明治一〇刊・山県半七禎著『国史纂論』弘化二刊・本居春庭著『詞

ノ八衢』慶應二・『古今和歌集』がそれで、文典は第一年に
中根淑著『日本文典』明治九刊となつてゐる。かく国語国文は
わづかながら読書科読方にその書目を見せてきてゐるので
ある。それは小学校読書科との関連から見れば、必然の帰
結であつた。一方、作文は第三年からは漢文も課せられ、
漢文の文章が作れることは小学校の教員の素養として、な
お重視されていることがうかがえる。

これとは別にすでに指摘したように、修身科において儒
書が教科用書として用いられてきてゐる。書目で示せば、
初等科用として『小学』『孝経』、中等科用『論語』、高等
科用『大学』『中庸』がそれである。これは十二年九月の
「教育令」における小学校の教科の末尾にあつた修身が、
十三年十二月の改正「教育令」では冒頭に置かれ、教科中
で最も重視されるに至つたことと関連してゐる。十二年に
発せられた「教学聖旨」に基づいた儒教主義的徳育重視の
反映であつた。

また、歴史科においても、第一年後期に週二時間『皇朝
史略』、第二年後期に週三時間『続・続々皇朝史略』、第三
年前期に週四時間『十八史略』『元明史略』が教科用書と
なつてゐる。漢籍がそれぞれの科目に応じた教科用書とし
ての役割を、なお担つていたことを示してゐる。

十七年八月の改正「長野県師範学校規則」において、読
書科の教科用図書を見ると、初等科では『正統文章軌範』
・岡本保孝他撰『語彙話語指掌』明治四刊・同撰『語彙別記』
上・里見義著『和文軌範』明治一、六刊、中等科では上記の外に
稲垣千穎・松岡太愿輯『本朝文範』明治一、五刊があり、高等科
では中等科図書の外に『唐宋八大家読本』『春秋左氏伝』
が加えられてゐる。漢籍と国語国文に関する内容となつて
ゐるのである。これが作文になると、初等科では義門脱稿
・重民補成の『活語指南』・本居宣長著『詞の玉緒』・『正統
文章軌範』、中等科では上記の外に『徒然草』『平家物語』
『神皇正統記』『詞の八衢』が加わり、高等科ではさらに
『唐宋八大家読本』と『古文觀止』が加わつてゐる。読方
よりも国文の古典文学が作文の教科用図書となつてゐるの
である。

以上によつて、「師範学校教則大綱」期の読書は、初め
漢籍が主となつてはいたが、次第に国語国文が加わり、い
わゆる国漢の内容を構成するようになってゐる。そして常
にその書目が採り上げられたのが『文章軌範』であつ
た。『論語』などの儒書はむしろ修身科の教科用図書とし
てであり、漢文体の和漢史書は歴史科の教科用図書となつ
て行つてゐる。漢籍はなお各教科において有用な役割を担

つていたのである。

三 師範学校令と漢文

明治十九年四月の勅令「師範学校令」を承けて、翌五月「尋常師範学校ノ学科及其程度」が省令で定められた。ここにおいて「師範学校教則大綱」にあった読書科の名が消え、国語と漢文の二科となった。そして国語は「日本ノ文法・文学ノ要略及作文」、漢文は「支那ノ文法・文学ノ要略」とされた。国語は第一年週三時・第二年週一時、漢文は第二年週二時・第三年週二時・第四年前半週二時となり、時間数的には漢文がやや多くなっている。女生徒については、二十二年十月国語のみを第一年週五時・第二第三年各週四時とし、漢文は除外されている。

二十五年七月「学科及其程度」が改正され、翌二十六年四月から施行されたが、男女生徒ともに国語と漢文の科目が立てられている。男生徒の場合、国語は第一学年週四時・第二第三学年各週三時に対して、漢文は第一学年週一時・第二第三学年各週二時と減じ、「経史記伝等ノ中、平易ニシテ雅馴ナル文章ヲ講読セシム」とされている。その後三十年十月、「師範学校令」に代わって「師範教育令」となり、四十年四月省令「師範学校規程」によって、国語及漢文となっている。

このように読書は国語・漢文と分離し、漢文はここに国語と並び、時間数も逆に少ない師範学校の一科目となったのである。さらに国語及漢文で一科目となっている。因みに小学校では、十九年五月読書が読書・作文の二科となったが、三十三年八月国語となった。

以上、漢籍・読書・漢文の称呼で示される各時期の位置づけや意味について、とくに前二者の実態を中心に考述してみた。

漢籍期は、漢籍が教員の基礎的教養・学力として重視され、教則や授業方法の正科に対して予科学としての普通学の中心を占めるものであった。元来、近世における藩学や私塾等の教育の中心は漢学であり、漢学的素養が人間として、諸学への階梯として、また学問の土壌として、尊重重視されたのであった。これが明治初年の教養・学力として改めて位置づけられたが、当時漢学以外にこれを求めるには、その土壌が育っていなかったと言える。その意味で、近代における「学制」による教育を担う教員は、漢学的土壌を基礎として、正科講習がなされたのであった。そしてこの漢籍は、漢文体の和漢史書と『文章軌範』を主としたのである。

読書期は、漢籍が読書科として位置づけられ、読書とは読方と作文で、その内容の主流はなお漢籍であった。しかし、次第に国語国文の分野が芽をふき始め、国語漢文を内容とするものに変容して行ったのである。一方、修身科の書目に『論語』『孝経』などの儒書が指定され、儒教主義的徳育重視の反映があった。

漢文期は、師範学校教育において、国語と並ぶ一科目として位置づけられてきている。かつての予科学の主流であった漢籍の必須の教養や、諸学への階梯・土壌としての漢学ではなく、近代における公教育の小学校教育からの展開として、漢文が必修の一科目となったのであった。

明治初期から中期にかけての、師範学校教育の発露と整備について、漢学を一つの視点として眺める時、近世における教育の主流であった漢学が、近代の教育において果たした役割と意味を、ここに改めて大きく見出すのである。

(信州大学)

注

- (1) 第一巻第一章第一節五〇八九頁、昭和五三・三刊。
- (2) 第一巻第二章第四節七〇七〇七〇七頁。第二巻第三章第四節五八七〇七〇五頁、五六・三刊。第三巻第四章第四節四六七〇六五〇頁、同巻第五章第四節一〇四七〇一〇七頁、五八・

三刊。

- (3) 拙稿「教員の学問教養」『長野県教育史』第一巻第二章第五節八四八〇八五一頁。
- (4) 『明治以降教育制度発達史』第一巻七九〇〇七九二頁、昭和二三・五刊。
- (5) (3) 八五七〇八六〇頁。
- (6) 拙稿「教員養成所の設置」『長野県教育史』第一巻第二章第四節七〇〇〇七〇一頁。
- (7) 『日本近代教育百年史』第三巻一三三二頁。